

デジタル庁情報システム調達改革検討会 資料1 第2回検討会の進め方と各論点の概要について

戦略・組織グループ 調達支援・改革担当

デジタル庁

1. 第2回検討会以降の進め方

2. 各論点の概要

(背景・課題、国内外の現状と示唆、短期・中期施策の方向性)

1. 第2回検討会以降の進め方

第2～4回検討会で取り上げる論点

- ▶ 前ページの全体の流れを考慮し、第2～4回検討会の検討会で取り上げる論点を組換えて進めていく

検討テーマ		論点
A. 調達プロセスの見直しと体制強化	1	予算制度の柔軟化
	2	調達制度・調達単位の柔軟化
	3	アジャイル開発・準委任契約を含む調達・契約方法の在り方
	4	発注者のシステム調達能力の強化 (調達仕様書の作成・交渉など)
B. 多種多様なベンダーの参加、適切なベンダーの選定	1	中小企業・スタートアップ企業等の参入機会の拡大
	2	システム調達プラットフォームの整備
	3	システム調達実績の共有 ベンダー選定プロセスの透明化
C. プロセスの明確化・透明性の向上等	1	ベンダーロックインを予防する アーキテクチャの採用
	2	システム調達の透明性に係る検証機能の整備

第2回	B-2	システム調達プラットフォームの整備
	A-3	アジャイル開発・準委任契約を含む調達・契約方法の在り方
	C-1	ベンダーロックインを予防するアーキテクチャの採用
第3回	A-2	調達制度・調達単位の柔軟化
	A-4	発注者のシステム調達能力の強化 (調達仕様書の作成・交渉など)
第4回	B-3	システム調達実績の共有 ベンダー選定プロセスの透明化
	B-1	中小企業・スタートアップ等の参入機会の拡大
	C-2	システム調達の透明性に係る検証機能の整備
	A-1	予算制度の柔軟化

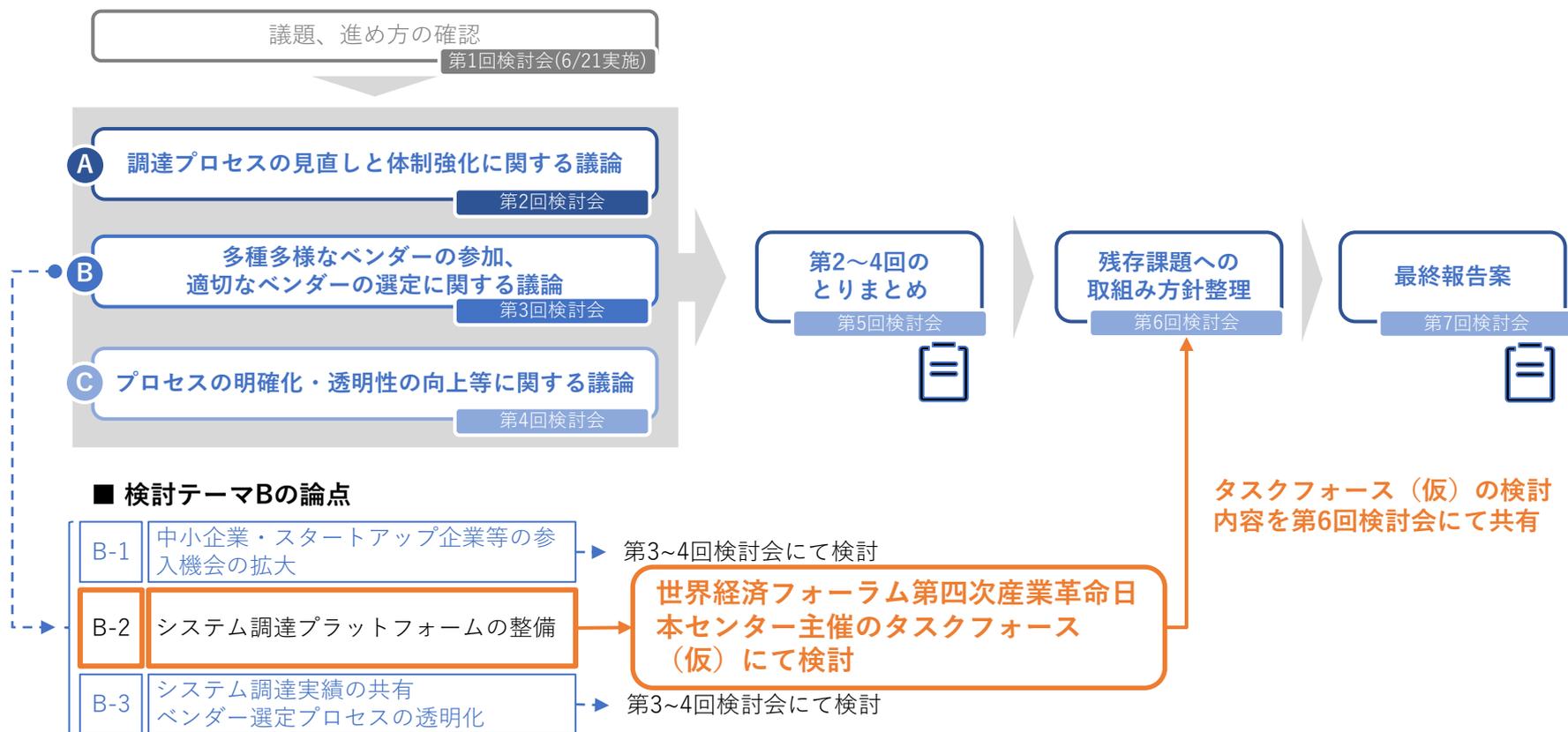
第2回検討会以降の全体の流れ（一部変更）

- 第2～4回検討会において3つの検討テーマを議論した上で、令和5年度からの試行も含め一部施策につき実施開始する趣旨で、論点の整理と対応の方向性を第5回検討会で議論予定*1

*1 第1回検討会でのご説明と変更なし

- 検討テーマBの一部の論点（B-2システム調達プラットフォームの整備）は世界経済フォーラム第四次産業革命日本センター主催のタスクフォース（仮）の検討内容を第6回検討会にて共有いただく予定*2

*2 本検討会の第2回検討会では、上記タスクフォース（仮）における検討の方向性について議論を予定



第2回検討会（本日）の流れ

- 論点B-2「システム調達プラットフォームの整備」は、隅屋委員よりデジタルマーケットプレイスの現況を発表をいただいた上で、「世界経済フォーラム第四次産業革命日本センター主催のタスクフォース（仮）」に係る助言等について自由討議
- その他の各論点（論点A-3、C-1は、事務局にて事前に整理した「論点の概要（背景・課題、国内外の現状と示唆、短期・中期施策の方向性）」を説明した上で自由討議

■ 第2回検討会の検討会の流れ

論点B-2

システム調達プラットフォームの整備

隅屋委員よりデジタルマーケットプレイスの現況を発表

自由討議

論点A-3

アジャイル開発・準委任契約を含む調達・契約方法の在り方

事前に整理した論点概要を説明

自由討議

論点C-1

ベンダーロックインを予防するアーキテクチャの採用

事前に整理した論点概要を説明

自由討議

2. 各論点の概要

(背景・課題、国内外の現状と示唆、短期・中期施策の方向性)

B-2 システム調達プラットフォームの整備

本論点の課題・背景と議論ポイント

#	論点	現状の課題と背景、仮説
B-2	システム調達プラットフォームの整備	<ul style="list-style-type: none"> 潜在的な受注者を、<u>発注者側が見つけやすいプラットフォームを整備</u>することで、多様なベンダーの参入を促す仕組みの検討が必要 英国のデジタルマーケットプレイスを参考にして検討を進めているが、<u>フレームワーク合意方式の日本における導入など、現行制度との両立方法の検討が必要</u>



本論点で議論いただきたいポイント

- デジタルマーケットプレイスを我が国に導入した場合、どのような効果やリスクが想定されるか？
- 世界経済フォーラム第4次産業革命日本センター主催のタスクフォース（仮）について助言等はあるか。

デジタルマーケットプレイスの現況

- ▶ デジタルマーケットプレイスの現況について隔屋委員よりご説明

自由討議

- 本論点で議論いただきたいポイントに基づき自由討議を実施

1. 本論点の課題・背景と議論ポイント

#	論点	現状の課題と背景、仮説
B-2	システム調達プラットフォームの整備	<ul style="list-style-type: none"> 潜在的な受注者を、発注者側が<u>見つけやすいプラットフォームを整備</u>することで、多様なベンダの参入を促す仕組みの検討が必要 英国のデジタルマーケットプレイスを参考にして検討を進めているが、<u>フレームワーク合意の日本における導入など、現行制度との両立方法の検討が必要</u>

本論点で議論いただきたいポイント

- デジタルマーケットプレイスを我が国に導入した場合、どのような効果やリスクが想定されるか？
- 世界経済フォーラム第4次産業革命日本センター主催のデジタルマーケットプレイス検討会（仮）について助言等はあるか。

A-3 アジャイル開発・準委任契約を含む調達・契約方法の在り方

- A-3 (a) アジャイル開発採用時の契約と検収
- A-3 (b) クラウドサービス調達時の契約
- A-3 (c) 随意契約・契約変更の選択基準

本論点の課題・背景と議論ポイント

#	論点	現状の課題と背景、仮説
A-3	アジャイル開発・準委任契約を含む調達・契約方法の在り方	<ul style="list-style-type: none"> アジャイル開発を採用する場合の<u>契約上の留意点や、準委任契約における成果物検収の考え方が整理されていない</u> クラウドサービスを調達する場合の<u>契約上の留意点や、サブスクリプション、長期継続契約の考え方が明確になっていない</u> <u>随意契約や契約変更を選択する基準が明確になっておらず、調達プロセスの透明性を低下させる要因となっている</u>



本論点で議論いただきたいポイント

- | | | |
|--|---|--------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"> アジャイル開発の特性を踏まえると、契約形態・内容や検収プロセスはどのような内容とすべきか？ | ➔ | A-3 (a) アジャイル開発採用時の契約と検収 |
| <ul style="list-style-type: none"> クラウドサービスの料金体系の特性を踏まえると、契約形態・内容はどのような内容とすべきか？ | ➔ | A-3 (b) クラウドサービス調達時の契約 |
| <ul style="list-style-type: none"> 随意契約や契約変更を選択する基準はどうあるべきか？ | ➔ | A-3 (c) 随意契約・契約変更の選択基準 |

A-3 アジャイル開発・準委任契約を含む調達・契約方法の在り方

- A-3 (a) アジャイル開発採用時の契約と検収
- A-3 (b) クラウドサービス調達時の契約
- A-3 (c) 随意契約・契約変更の選択基準

1. 本論点の課題・背景と議論ポイント

#	論点	現状の課題と背景、仮説
A-3 (a)	アジャイル開発・準委任契約を含む調達・契約方法の在り方	<ul style="list-style-type: none">アジャイル開発を採用する場合の<u>契約上の留意点</u>や、<u>準委任契約における成果物検収の考え方が整理されていない</u>



本論点で議論いただきたいポイント

- アジャイル開発の特性を踏まえると、契約形態・契約内容および検収プロセスはどのようなものとすべきか？**

2. 検討の概要 1/2

①

アジャイル開発の 特徴と契約上の課題

- アジャイル開発の特徴を踏まえると、善管注意義務を果たしながら業務を遂行することに対価を支払う準委任契約が馴染みやすいが、我が国においては、アジャイル開発において準委任契約を締結する際の契約・検収時のポイント*が整理されていないため、アジャイル開発において準委任契約を採用しにくい

* 発注者・事業者の役割定義、成果物の記載レベル、品質保証監視方法、成果物検収の考え方などのポイント

②

発注者・事業者の 役割定義について (国内外におけるプロダクト オーナーの役割の定義と人財 育成の例)

- アジャイル開発においてはプロダクトオーナーの役割が重要であり、期待される役割は多岐に渡る
- 特に優先順位の判断や、ビジネスの状況の共有と実現に向けた働きかけなどは、行政の組織体制や役割を考慮してプロダクトオーナーの役割を定義することがポイントとなる
- アジャイル開発成功のカギとなるプロダクトオーナーを育成するために、諸外国においては、プロダクトオーナー向けのコーチングや、所属する組織リーダー向けのトレーニングが存在する

2. 検討の概要 2/2

③

米国および我が国におけるガイドライン等の整備状況

(成果物の記載レベル、品質保証監視方法、成果物検収の考え方に関する示唆)

- 米国では、法・規則に対応したアジャイル開発のガイドとして、IPAのアジャイルガイドラインとの親和性の高いTechFARハンドブックが整備されている
- 我が国においても、民間事業者向けの発注者側の契約様式および留意点が公開されている
- 米国では、アジャイル開発用の契約書付属文書やその品質保証監視方法が、様式レベルでガイドされている

短期・中期施策の方向性

- 短期的には、IPAのアジャイルガイドラインやTechFARハンドブックを参考にアジャイル開発で準委任契約を用いる際の契約・検収時のポイントをデジタル・ガバメント標準推進ガイドラインに反映するとともに、契約様式および検収基準や条件等のガイドを作成する
- 中期的には、プロダクトオーナー等への研修を企画・実行し、アジャイル開発に適した人財を育成する

3. 短期・中期的施策の方向性 1/2

- 短期的には、IPAアジャイルガイドラインやTechFARハンドブックを参考に、準委任契約でアジャイル開発を実施する契約・検収時のポイントをデジタル・ガバメント標準推進ガイドラインに反映するとともに、契約様式および検収基準や条件等のガイドを作成する
- 中期的には、プロダクトオーナー等への研修を企画・実行し、アジャイル開発に適した人財を育成する

短期施策

中期施策

法令制度 ルール

—

—

プロセス ガイド

- 準委任契約を用いたアジャイル開発における、契約・検収時のポイントをガイドラインに反映する。
- 完了の定義、コードの質、従うべき基準等の調達仕様書等への記述
 - TechFARハンドブック（米国）にて、ソフトウェアの受入基準、「完了の定義」を満たすために完了すべきタスク、コードの質、基準の遵守を事前に定めることを要求しており、参考にする。
 - 検収は各スプリントで行い、完了の定義、コードの質、従うべき基準を満たしていることを確認する
 - 開発手法としてアジャイル開発を選択し、契約書上具体的な成果物が指定されない場合でも、インクリメント*が調達時に指定した完了の定義、アウトプットされるコードの質、従うべき規則や基準・ガイドラインを満たしているか確認したうえで、検収を行う等

—

3. 短期・中期的施策の方向性 2/2

- 短期的には、IPAアジャイルガイドラインやTechFARハンドブックを参考に、準委任契約でアジャイル開発を実施する契約・検収時のポイントをデジタル・ガバメント標準推進ガイドラインに反映するとともに、契約様式および検収基準や条件等のガイドを作成する
- 中期的には、プロダクトオーナー等への研修を企画・実行し、アジャイル開発に適した人財を育成する

短期施策

中期施策

インフラ ツール

- 準委任契約を用いたアジャイル開発における、契約・様式、検収基準や条件等のガイドを作成する。
- 発注者・事業者の役割定義
 - プロダクトオーナー、スクラムマスター、契約オフィサーなどの役割を定義する
(ただし案件ごとの違いや柔軟性について考慮する)
 - 成果物の記載レベル
 - プロダクトバックログ、デザインモック、プロトタイプ、レポート、移行計画、ソースコード等で構成する
 - 名称、納入期限、納入方法を記載にとどめるかどうか（成果物の内容詳細の記載は行わない）
 - 品質の監視方法
 - 事業者がサービスレベルの達成を保証することに対しての、政府側の監視行為の手順・ガイドをサンプル記述する

人財能力

—

—

- プロダクトオーナー等への研修を企画・実行し、アジャイル開発に適した人財を育成する
(詳細は第3回検討会以降にA-4で検討する)

A-3 アジャイル開発・準委任契約を含む調達・契約方法の在り方

- A-3 (a) アジャイル開発採用時の契約と検収
- **A-3 (b) クラウドサービス調達時の契約**
- A-3 (c) 随意契約・契約変更の選択基準

1. 本論点の課題・背景と議論ポイント

#	論点	現状の課題と背景、仮説
A-3 (b)	アジャイル開発・準委任契約を含む調達・契約方法の在り方	<ul style="list-style-type: none"> クラウドサービスを調達する場合の契約上の留意点や、サブスクリプション（従量制料金）、長期継続契約の考え方が明確になっていない



本論点で議論いただきたいポイント

- クラウドサービスの特性を踏まえると、契約形態・内容はどのようにすべきか？

2. 検討の概要 1/2

①

クラウドサービスの特
徴と契約上の課題

- 従量制料金、サービス追加・変更、複数年契約による割引という特徴を活かす上で、総価契約・単価契約ともにクラウドサービスの価格変動に応じた迅速な契約変更に堪えない、複数年での柔軟な契約が困難等の課題がある

②

従量制料金、サービス
追加・変更に関わる契
約について

- 国内ではクラウドの契約形態として「運用事業者との総価契約」、「中間事業者と単価契約」、「クラウド事業者と基本契約および個別契約」の実績がある
- クラウドサービスのメリットを享受するには、「中間事業者と単価契約」、「クラウド事業者と基本契約および個別契約」が望まれる
- 調達リードタイムや契約締結時の人的リソースを考慮すると、短期的には中間事業者との単価契約を普及させることが一案である
- 英・米では、従量課金制・サービス単価変動等の特徴に対応するために、仲介の政府機関がクラウド事業者と基本契約を締結し、利用組織が個別契約を結ぶスキーム（例:英国のフレームワーク合意方式）を採用しており、日本においても導入検討の余地がある

2. 検討の概要 2/2

③

我が国における長期契約について

- 複数年度に渡る契約の締結が可能な形態として、会計法による長期継続契約は、クラウドサービス調達に使用できない
- デジタル・ガバメント推進標準ガイドラインおよび同ガイドラインの解説書では、長期契約をすることで割引率が適用され、業務変動を考慮した単年度契約を繰り返すよりコストメリットが得られる場合は、国庫債務負担行為による複数年度の契約を検討するとしている
- 国庫債務負担行為を活用する際は、事前に各年度の支出予定額を見積る必要があるため、利用量の予測が立つもの限定して利用する点、留意が必要。

短期・中期施策の方向性

- 短期的には、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの適切な利用に係る基本方針」に応じて推奨される契約形態のガイドライン、および案件特性にあったそれぞれの契約様式を整備する
- 新たに、現行の調達・契約手法と異なる日本版フレームワーク合意方式のスキームを検討し、該当規則や法令等に反映することで、各府省がフレームワーク合意形式の個別契約を締結できる状態とする

3. 短期・中期的施策の方向性 1/2

- ▶ 短期的には、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの適切な利用に係る基本方針」に応じて推奨される契約形態のガイドラインの整備、および事業を勘案して国庫債務負担行為による複数年契約の利用を検討する旨を、ガイドライン上に記載する
- ▶ 新たに、現行の調達・契約手法と異なる日本版フレームワーク合意方式のスキームやガイドライン等を検討する

短期施策

中期施策

法令制度 ルール

- 日本版フレームワーク合意方式のスキームを検討し、早期の導入を図る
- クラウド事業者と基本契約を結ぶ府省を決定し、各府省・地方自治体等の利用ルールやガバナンスを検討する

—

プロセス ガイド

- 第二期政府共通プラットフォームやガバメントクラウドの事例を参考に、中間事業者を介した単価契約や、クラウドサービス事業者との直接契約を締結するガイドを、デジタルガバメント推進標準ガイドラインにて整備する
- 直接契約する場合、総価契約する場合、中間事業者と単価契約する場合など、事業を勘案して（システム利用量の予測が立つものに対しては）国庫債務負担行為による複数年契約の利用を検討する旨をデジタルガバメント推進標準ガイドラインに記載する
- 各府省がフレームワーク合意形式の個別契約を締結するガイドを整備する

—

3. 短期・中期的施策の方向性 2/2

- 短期的には、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの適切な利用に係る基本方針」に応じて推奨される契約形態のガイドラインの整備、および事業を勘案して国庫債務負担行為による複数年契約の利用を検討する旨を、ガイドライン上に記載する
- 新たに、現行の調達・契約手法と異なる日本版フレームワーク合意方式のスキームやガイドライン等を検討する

短期施策

中期施策

インフラ ツール

- 契約期間中にサービスの単価が変動する場合や、新たなサービスが追加利用される場合を考慮した契約様式を整備する
- リセラーを競争させるための調達時使用するクラウドサービス利用料の算定フォーマットを整備する
- 各府省が日本版フレームワーク合意方式を利用できるようにポータルサイトや契約様式を整備する

—

人財能力

- 基本契約に関する問い合わせや個別契約をサポートする人員を確保する

—

A-3 アジャイル開発・準委任契約を含む調達・契約方法の在り方

- A-3 (a) アジャイル開発採用時の契約と検収
- A-3 (b) クラウドサービス調達時の契約
- **A-3 (c) 随意契約・契約変更の選択基準**

1. 本論点の課題・背景と議論ポイント

#	論点	現状の課題と背景、仮説
A-3 (c)	アジャイル開発・準委任契約を含む調達・契約方法の在り方	・ <u>随意契約や契約変更を選択する基準が明確になっておらず</u> 、調達プロセスの透明性を低下させる要因となっている



本論点で議論いただきたいポイント

- ・ **随意契約を選択する基準、契約変更を行う基準はどうあるべきか？**

2. 検討の概要 1/2

①	契約方式について	<ul style="list-style-type: none"> 行政需要に応じて、様々な契約方式が選択できる。 競争性のある企画競争型やそれ以外の随意契約の類型毎に選択できる事由が指定されている。 公平性・競争性の観点からは、契約変更についても随意契約と同様に検討する必要がある。
②	国内における随意契約の取り扱い	<ul style="list-style-type: none"> 会計法等の随意契約の選択基準に、情報システムに特化した記述はない。デジタル・ガバメント推進標準ガイドラインには記述が存在する。 デジタル庁では随意契約に対する事前事後チェックが行われる。 一部地方自治体では「随意契約ガイドライン」を整備し、随意契約の要件をより詳細に記述している。 府省庁の随意契約実績はその理由とともに公表されている。地方自治体の一部も公表している。
③	国内における契約変更の取り扱い	<ul style="list-style-type: none"> 会計法には、<u>契約変更について明文の規定はなく、専ら解釈に従って行われている</u> 地方自治体においては、契約変更の規則を定めている事例がある。
④	諸外国における随意契約の取り扱い	<ul style="list-style-type: none"> 英・米では、調達規則等で随意契約を実施できる条件、報告、審査の手続を定めている 豪州においては、<u>随意契約による調達がVFMを実現したかを示す記録を求めており、調達のアウトカムに着目している点は注目に値する</u>

2. 検討の概要 2/2

⑤	諸外国における契約変更の取り扱い	<ul style="list-style-type: none"> 英・米では、規則において、<u>価格の交渉や制限、役割の明確化といった契約変更の条件や手順を定めている</u> 米国では、契約変更実績はその理由とともに公表が義務付けられている。 米国会計検査院は、不適切と思しき契約変更について、競合他社の申し立て等により捜査を実施することがある
⑥	随意契約や契約変更に関連する議論	<ul style="list-style-type: none"> 一者応札が避けられない場合、コスト・品質面で十分な成果が認められる場合という条件付きで随契の活用の可能性があるのではないか 契約変更については、その契約上の同一性が失われない場合に限られるべきものである。随意契約と同様に、「同一性が失われていない」具体事例を集め、類型化するべきではないか
短期・中期施策の方向性		<ul style="list-style-type: none"> プロセス面では、随意契約や契約変更実績から、<u>適切・優良と考えられる事例を抽出して共有</u>することが一案。特に、価格の高止まり等が生じないように、コスト・品質面での妥当性・適正性が確認されたうえでの随契又は契約変更がなされるよう、具体的な確認内容を共有する また、<u>随意契約や契約変更を選択できる条件の定義、契約変更の競争性や透明性を確保するルールの整備や、随意契約・契約変更に対する検証・内部監査プロセスの整備等</u>が考えられるため、本検討会の別論点で継続検討する。 検証や監査といったプロセスを行う上での人財施策についても、本検討会の別論点で継続検討する。

3. 短期・中期的施策の方向性 1/2

- プロセス面では、随意契約や契約変更実績から、適切・優良と考えられる事例を抽出して共有することが一案
- また、契約変更の競争性や透明性を確保するガイドライン整備や、随意契約・契約変更に対する検証・内部監査プロセスの整備等が考えられる。本検討会の別論点で継続検討する

	短期施策	中期施策
法令制度 ルール	—	—
プロセス ガイド	<ul style="list-style-type: none"> • 随意契約や契約変更実績の中から、適切・優良と考えられる実績を抽出して事例集として共有する • 上記適切・優良と考えられる実績から随意契約を採用する際のガイドを検討する • 特に、価格の高止まり等が生じないよう、コスト・品質面での妥当性・適正性が確認されたうえでの随意契約又は契約変更ができるよう、具体的な内容観点を担当者に共有する 	<ul style="list-style-type: none"> • 契約変更については、当初の競争性を確保するうえでも、制度として変更される契約金額の上限目安等を明らかにする • 公平性・透明性を確保したうえで、契約変更の採用基準について検討する • 公正性・正確性・合規性のみならずVFMも観点に含む内部監査を行う • 随意契約や変更契約の具体的理由の公表を行う

3. 短期・中期的施策の方向性 2/2

- 随意契約を選択する基準、契約変更を行う基準については、制度やプロセス面で前述した施策が考えられる。検証や監査といったプロセスを行う上での人財施策について、本検討会の別論点で継続検討する

	短期施策	中期施策
インフラ ツール・ 様式	—	—
人財能力	—	—

自由討議

▶ 本論点で議論いただきたいポイントに基づき自由討議を実施

本論点の課題・背景と議論ポイント

#	論点	現状の課題と背景、仮説
A-3	アジャイル開発・準委任契約を含む調達・契約方法の在り方	<ul style="list-style-type: none"> アジャイル開発を採用する場合の<u>契約上の留意点や、準委任契約における成果物検収の考え方が整理されていない</u> クラウドサービスを調達する場合の<u>契約上の留意点や、サブスクリプション、長期継続契約の考え方が明確になっていない</u> <u>随意契約や変更契約を選択する基準が明確になっておらず、調達プロセスの透明性を低下させる要因となっている</u>

本論点で議論いただきたいポイント

- | | | |
|--|---|--------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"> アジャイル開発の特性を踏まえると、契約形態・内容や検収プロセスはどのような内容とすべきか？ | ➡ | A-3 (a) アジャイル開発採用時の契約と検収 |
| <ul style="list-style-type: none"> クラウドサービスの料金体系の特性を踏まえると、契約形態・内容はどのような内容とすべきか？ | ➡ | A-3 (b) クラウドサービス調達時の契約 |
| <ul style="list-style-type: none"> 随意契約や変更契約を選択する基準はどうあるべきか？ | ➡ | A-3 (c) 随意契約・変更契約の選択基準 |

C-1 ベンダーロックインを予防するアーキテクチャの採用

- C-1 (a) ベンダーロックインを予防するアーキテクチャ
- C-1 (b) ベンダーロックイン予防その他

本論点の課題・背景と議論ポイント

#	論点	現状の課題と背景、仮説
C-1	ベンダーロックインを予防するアーキテクチャの採用	<ul style="list-style-type: none"> 密結合なシステム設計や、仕様のブラックボックス化により、レガシーシステムではベンダーロックインが生じる傾向にある ベンダー独自仕様の組み込みや知的財産権に係る制限によっても、ベンダーロックインが生じている

本論点で議論いただきたいポイント

- 技術的な知見が必要であるシステムの疎結合化やオープンな技術の採用の促進に向けて、プロセスやツール、人財面でどのような打ち手が考えられるか？
- オープンソース化がブラックボックス化を防ぎ、ベンダーロックインの予防に寄与するために、どのような制度やプロセス、インフラ等を整備すべきか？
- 調達のアウトプットに対する知的財産権や利用権について、発注者と事業者の様々な関係性を考慮すると、それぞれどのような方式が考えられるか？

C-1 (a) ベンダーロックインを予防するアーキテクチャ

C-1 (b) ベンダーロックイン予防その他

C-1 ベンダーロックインを予防するアーキテクチャの採用

- C-1 (a) ベンダーロックインを予防するアーキテクチャ
- C-1 (b) ベンダーロックイン予防その他

1. 本論点の課題・背景と議論ポイント

#	論点	現状の課題と背景、仮説
C-1 (a)	ベンダーロックインを予防するアーキテクチャの採用	<ul style="list-style-type: none">密結合なシステム設計や、仕様のブラックボックス化により、レガシーシステムではベンダーロックインが生じる傾向にある

本論点で議論いただきたいポイント

- 技術的な知見が必要である、システムの疎結合化やオープンな技術の採用の促進に向けて、どのような施策が考えられるか？
- 仕様のブラックボックス化を防ぎ、ひいてはベンダーロックインの予防に寄与する情報公開施策は何か？

2. 検討の概要

①	ベンダーロックイン対策の方向性の提示	<ul style="list-style-type: none"> 公正取引委員会による報告書やデジタル・ガバメント推進標準ガイドラインなどにおいて、<u>ベンダーロックイン対策として疎結合化やオープンな技術の採用、オープンソース化といった方向性が示されている</u>
②	疎結合アーキテクチャについて	<ul style="list-style-type: none"> APIベースの疎結合アーキテクチャは世界の潮流である 一方で、その実装に向けては「<u>性能影響</u>」や「<u>運用の複雑化</u>」「<u>適切なサービス粒度</u>」という技術的知見が必要な考慮事項がある
③	オープンな技術の採用について	<ul style="list-style-type: none"> オープンソースソフトウェア等の採用は、従前よりデジタル・ガバメント推進標準ガイドラインで示されてきた 一方で、官公庁のみの体制や知見では、<u>オープンな仕様の設計が難しいという報告もあり、外部調達も有効</u> 大規模システムにおいて、商用ミドルウェア製品からオープンソースソフトウェアへの乗り換えの調査・実機検証を調達した事例がある データによるロックインを防ぐために、データポータビリティを確保することも必要である。
④	オープンソース化や情報公開について	<ul style="list-style-type: none"> オープンソース化によってベンダーロックイン防止効果を得るためには、<u>コード再利用・共同利用を併せて推進することが望まれる</u> 他方、調達時の資料閲覧においてソースコードが参照できることは稀であり、<u>また閲覧可能時間にも実質的な制約がある</u>

2. 検討の概要

短期・中期施策の方向性

- 疎結合化やオープンな技術の採用に向けて、まずは事例共有や調査研究業務の促進をガイドしていく。中期的には、事例共有の仕組みや相談窓口を府省庁横断的に整備する。仕組み・窓口については、まずはデジタル庁内で試行しながら整えていく
- オープンソース化・情報公開については、まずは入札検討を行う事業者に限定し、資料閲覧・検索しやすい工夫をするような環境を検討し、中期的にはオープンソース化ポリシーを制度面で検討する

3. 短期・中期施策の方向性 1/2

- 疎結合化やオープンな技術の採用に向けてデジタル庁内の民間専門人材等の活用や調査研究業務を促進するガイドや事例共有を行っていく。中期的には、具体事例を共有し参照しやすい相談窓口・仕組みを府省庁横断的に整備する
- オープンソース化については、リスク等も考慮し、中期的にオープンソース化ポリシーの作成を検討する

短期施策

中期施策

法令制度 ルール

—

—

プロセス ガイド

- 疎結合化やオープンな技術の採用に成功した優良事例について、実現性調査や検証の進め方も含めた事例集を作成し共有する
- 既存システムの次期更改に向けて、疎結合化やオープンな技術の採用、データポータビリティ等に係る調査研究・実機検証業務を調達することをガイドで後押しする
- 事業者の入札検討時に、資料を閲覧・検索出来るようなプロセスをガイドに落としこむ

- ソースコードの再利用・共同利用の推進策、および権利関係の整理、セキュリティ確保、改善・課題リクエスト対応運営といった事項を事前検討した上で、オープンソース化のポリシーを整備する
- 作成されたオープンソース化のポリシーに基づいて、権利関係の整理、セキュリティ確保、改善・課題リクエスト対応といった運営の詳細を、発注者側や機関側の役割責任を明確にしながらガイドに落とし込む

3. 短期・中期施策の方向性 2/2

- ▶ 疎結合化やオープンな技術の採用に向けた相談窓口や情報検索の仕組みを、まずはデジタル庁内で試行しながら整えていく
- ▶ 中期的には、オープンソースとして公開する際に使用する基盤やプラットフォームを検討しつつも、まずは入札検討を行う事業者に限定した閲覧・検索しやすい情報公開の工夫を検討する

短期施策

中期施策

インフラ ツール

- デジタル庁内において、疎結合化やオープンな技術の採用に関する調達仕様書の記載内容等について相談可能な窓口を整備する。
- 入札検討を目的とする、誓約書を提出した事業者に、資料閲覧・検索しやすい情報公開の工夫を検討する。

- 疎結合化やオープンな技術の採用に向けた相談窓口を府省庁横断的に整備する
- 疎結合化やオープンな技術の採用に成功した、設計・開発業務の調達仕様書、事前の調査研究・実機検証業務の調達仕様書や報告書を集約し、特定製品名等のキーワードで検索可能とする
- オープンソースとして公開する際に使用する基盤やプラットフォームを準備する

—

人財能力

- 公開されたソースコード等に対する改善・課題リクエスト対応運営を行えるよう、該当組織の人員を採用・育成する

C-1 ベンダーロックインを予防するアーキテクチャの採用

- C-1 (a) ベンダーロックインを予防するアーキテクチャ
- C-1 (b) ベンダーロックイン予防その他

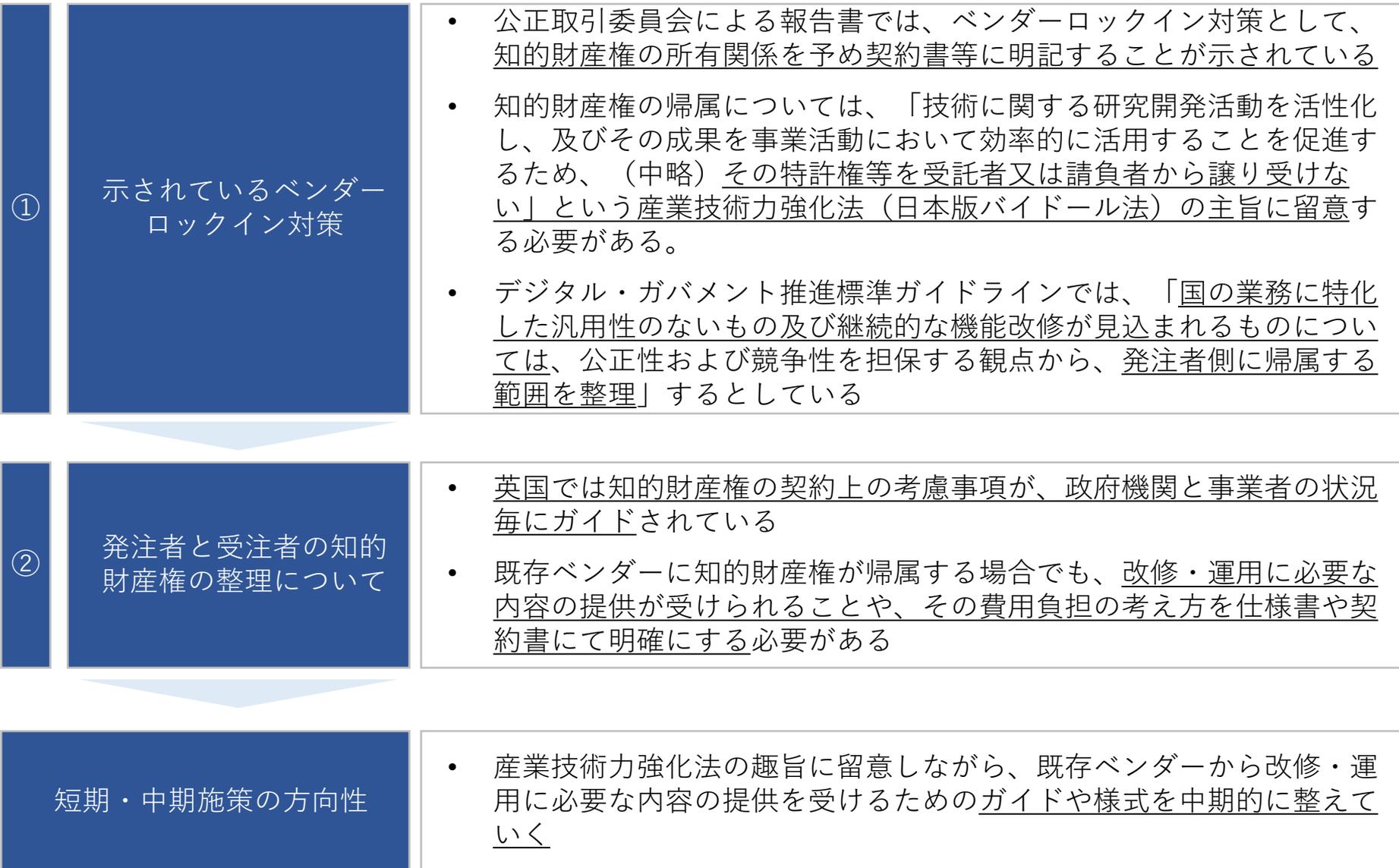
1. 本論点の課題・背景と議論ポイント

#	論点	現状の課題と背景、仮説
C-1 (b)	ベンダーロックインを予防するアーキテクチャの採用	<ul style="list-style-type: none">ベンダー独自仕様の組み込みや知的財産権に係る制限によっても、ベンダーロックインが生じている

本論点で議論いただきたいポイント

- 情報システム調達時の知的財産権について、どのような整理を行えば、請負事業者の権利を保護し、かつベンダーロックインの予防に寄与するか？

2. 検討の概要



3. 短期・中期施策の方向性

- ▶ 産業技術力強化法（日本版バイドール法）の趣旨に留意しながら、既存ベンダーから改修・運用に必要な内容の提供を受けるためのガイドやインフラを中期的に整えていく。

	短期施策	中期施策
法令制度 ルール	—	—
プロセス ガイド	—	<ul style="list-style-type: none"> 知的財産権の所有関係とともに、データベース構造やソースコード等が事業者側に知的財産権が帰属することを理由に直接開示できない場合でも、改修・運用に必要な内容に変換したうえで提供が受けられることやその必要負担の考え方、ベンダーとの協議内容をガイドする。
インフラ ツール	—	<ul style="list-style-type: none"> 知的財産権の所有関係を踏まえて、改修・運用に必要な内容の提供をベンダーから受けるための相談窓口を、府省庁横断的に整備する 知的財産権の所有関係や、改修・運用に必要な内容の提供を受けるための契約書様式を、情報システム調達の類型（発注側と事業者の関係）ごとに整える
人財能力	—	—

自由討議

➤ 本論点で議論いただきたいポイントに基づき自由討議を実施

本論点の課題・背景と議論ポイント

#	論点	現状の課題と背景、仮説
C-1	ベンダーロックインを予防するアーキテクチャの採用	<ul style="list-style-type: none"> 密結合なシステム設計や、仕様のブラックボックス化により、レガシーシステムではベンダーロックインが生じる傾向にある ベンダー独自仕様の組み込みや知的財産権に係る制限によっても、ベンダーロックインが生じている

本論点で議論いただきたいポイント

- 技術的な知見が必要であるシステムの疎結合化やオープンな技術の採用の促進に向けて、プロセスやツール、人財面でどのような打ち手が考えられるか？
- オープンソース化がブラックボックス化を防ぎ、ベンダーロックインの予防に寄与するために、どのような制度やプロセス、インフラ等を整備すべきか？
- 調達のアウトプットに対する知的財産権や利用権について、発注者と事業者の様々な関係性を考慮すると、それぞれどのような方式が考えられるか？

C-1 (a) ベンダーロックインを予防するアーキテクチャ

C-1 (b) ベンダーロックイン予防その他